

鳥取県犯罪のないまちづくり協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第29条の規定に基づき、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により会議の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、当該会議において公開しないと決定したときは、この限りではない。

- 1 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に該当すると認められる情報について協議等を行う場合
- 2 会議を公開することによって、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(会議録等)

第5条 協議会は、会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 出席者の氏名
- 4 会議に付した議題の内容
- 5 議事の概要
- 6 その他必要な事項

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。